

議案第6号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「（以下）」を「（次項から第20項までにおいて）」に改める。

附則第17項から第20項までを次のように改める。

- 17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 18 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

19 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

20 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則中第21項及び第22項を削り、第23項を第21項とし、第24項から第31項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の二宮町税条例の規定は、令和2年度分から適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。

(議案第6号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>附 則 1～15 (略) (種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第20項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div>	<p>附 則 1～15 (略) (種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div>																														
<p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>17 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第28条第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table>	第28条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第28条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
<p>18 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年</p>	<p>18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第21項及び第22項において同じ。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成</p>																														

改正後	改正前
-----	-----

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

19 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

20 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家

29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第28条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

19 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第28条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

20 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28

改正後	改正前
<p>用の乗用のものに対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第17項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
	<p>21 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第18項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
	<p>22 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第19項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(環境性能割の非課税)	(環境性能割の非課税)
21 (略)	23 (略)
(環境性能割の賦課徴収の特例)	(環境性能割の賦課徴収の特例)
22 (略)	24 (略)
(環境性能割の課税免除の特例)	(環境性能割の課税免除の特例)
23 (略)	25 (略)
(環境性能割の減免の特例)	(環境性能割の減免の特例)
24 (略)	26 (略)
(環境性能割の申告納付の特例)	(環境性能割の申告納付の特例)
25 (略)	27 (略)
(環境性能割の税率の特例)	(環境性能割の税率の特例)
26 (略)	28 (略)
27 (略)	29 (略)
28 (略)	30 (略)

改正後	改正前
<p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>29</u> (略)</p>	<p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>31</u> (略)</p>